

随意契約理由書

神戸市

契約業者名 (事業所名)	株式会社 住田建設
工事名	神戸母里線交差点改良工事
随意契約の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当
随意契約の理由 <p>本工事は、西管内における交差点改良工事として制限付一般競争入札に付したが、応札者がいなかったため、令和元年11月27日入札中止となった工事である。</p> <p>押部谷町公園は来年度開園予定となっている中で、移設等が発生する信号機については、兵庫県警と協議及び工程調整済みであり、兵庫県警は既に信号関連の工事業者と契約しているため、本工事も早急に施工完了する必要がある。</p> <p>以上のことにより、再度入札にかかる暇はなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」に該当することから、当該請負人と随意契約し、速やかな現場着手を図ることとする。</p> <p>入札参加業者に打診したが断られたため、市内に本社があり押部谷町公園整備工事その2（調整池設置工事）を施工した上記業者に打診したところ合意が得られた。また、上記業者は現場条件や地元事情に精通しているため、安全・円滑・迅速かつ確実な施工が期待できる。</p>	
担当部署	建設局西建設事務所（電話番号：912-3772）

(公表様式第4号)